

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案について

I 趣 旨

65 歳に到達するまでの間に受給する老齢厚生年金等（以下「65 歳前老齢厚生年金」という。）（注 1）と雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による給付との併給調整について、併給調整の要件に該当したときに 65 歳前老齢厚生年金の受給権者が行うこととされている届出の一部を省略するもの。

（注 1） 65 歳に到達するまでの間に支給される老齢厚生年金としては、①厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 8 条の規定による特別支給の老齢厚生年金や、②同法附則第 13 条の 4 第 1 項の規定により支給が繰り上げられた老齢厚生年金があり、その他、旧三公社共済組合（JR、JT、NTT）及び旧農林共済組合に係る退職共済年金であって、65 歳に到達するまでの間に支給されるものを含むものとする。

II 改正の内容

○ 65 歳前老齢厚生年金の受給権者が、①雇用保険法による高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金）を受けられる間、及び②雇用保険法第 15 条第 2 項の規定による求職の申込み（注 2）をした月の翌月から基本手当の支給を受け終わるまでの間は、65 歳前老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止することとされている。

（注 2） 雇用保険法第 15 条第 2 項の規定による求職の申込みは、雇用保険法による基本手当を受給するための要件の 1 つとされている。

○ 65 歳前老齢厚生年金の受給権者がこの支給停止の要件に該当したときは、日本年金機構に対し、雇用保険被保険者番号や支給停止の要件に該当することとなった年月日等を記載した支給停止事由該当届を提出しなければならないこととされている。

○ 一方、現在、厚生労働省職業安定局から、高年齢雇用継続給付の支給状況や求職の申込み等に関する情報の提供を受けており、この情報を活用することにより、日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握している 65 歳前老齢厚生年金の受給権者（注 3）については、支給停止の要件に該当しているか否かを把握することが可能である。

（注 3） 日本年金機構が雇用保険被保険者番号を把握している受給権者は、具体的には、①老齢厚生年金の裁定請求の際に裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した者及び②この支給停止事由該当届をすでに提出したことがある者となる。

○ このため、このような 65 歳前老齢厚生年金の受給権者については、支給停止事由該当届の提出を不要とするよう、厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）等の一部を改正するもの（注 4）。

(注4) 具体的には、①厚生年金保険法施行規則、②厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成9年厚生省令第31号)(旧三公社共済組合に係る退職共済年金関係)、③厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第27号)(旧農林共済組合に係る退職共済年金関係)の3つの省令を改正する。

- なお、経過措置として、支給停止事由該当届の提出を不要とするのは、本省令の施行の日以後に支給停止の要件に該当した65歳前老齢厚生年金の受給権者に限ることとする。

<根拠条文>

- ・厚生年金保険法第98条第3項

Ⅲ 施行日

平成25年10月1日(予定)